

天童市学習支援室のパソコンの利用に関して

天童市学習支援室

天童市学習支援室のパーソナルコンピュータ（以下「パソコン」という。）は、中高生を始めとする市民の学習支援のための公共施設の情報端末機器であることから、その健全な利用を図るため、利用者は、次に掲げる事項に同意のうえ、適正に利用して下さるようお願いいたします。

1 パソコンの利用時間は、原則として、1日当たり1人30分以内とさせていただきます。ただし、次に利用する方がいない場合で、かつ、学習支援相談員が認める場合には、30分間延長することができます。

2 パソコンで、エンサイクロペディア（百科事典）が使えるようにしています。

3 パソコンの利用者は、「利用者カード」の発行を受けてください。

利用の際には、「利用者カード」をご提示の上、別に定める「インターネット利用受付用紙」に、利用者カード番号と氏名、利用開始時刻及び終了時刻を記入して下さい。

利用者カードの発行に当たっては、申請書に氏名・住所・電話番号を記入し、本人確認できるものを提示してください。

4 次に掲げる公序良俗に反するサイトの閲覧は、禁止します。なお、フィルタリングソフトを導入しているため、あらかじめ閲覧できないサイトがあります。

(1) わいせつ、暴力、違法薬物等に関するサイト、有料サイト、出会い系サイト、ギャンブルサイト等のサイト

(2) オンラインゲーム、オンライントレード、ネットオークション、ネットショッピング等のサイト

(3) 2ちゃんねる等の掲示板、チャット、Webメール等のサイト

(4) 前3号に掲げるもののほか、学習支援相談員が公序良俗に反すると認めるサイト

5 著作権法に違反するおそれがあるため、利用者がアクセスしたパソコンの画面をダウンロードし、及びプリントアウトすることはできません。また、利用者が持参したフロッピー、USBメモリー等を接続して使用することを禁止します。

6 利用者が不正利用等によってパソコンをき損若しくは破損させ、又はインターネットをとおしたハッキング、ウイルス汚染その他の非合法行為により、アクセス先の機器やサイトに損害を与えた場合には、当該利用者がその損害を賠償し、及び法的責任を負うものとします。

7 利用者の不正利用を防止するため、パソコンのアクセス分析及び監視ツールを導入しています。ただし、その取扱いについては、プライバシー保護法及び株式会社スポーツクラブ天童の社内規定により適正に取り扱い、犯罪等が発生した場合を除き、利用者の個人データを他の目的のために使用しません。